

事業所税貸付申告の手引き

この「手引き」は貸しビル等の事業所用家屋を事業所税の納税義務者に貸し付けた場合、または既に申告した事業所用家屋の入居者若しくは事業所床面積などに異動が生じた場合について、松山市市税賦課徴収条例第 169 条の規定に基づいて「事業所用家屋の貸付け等申告書（39号様式）」を提出するときに必要な一般事項について説明したものです。

参照条文等凡例

法令名等は次のとおり略号で示しています。

【法令名】		【略式標記】
地方税法	法
地方税法施行令	令
松山市市税賦課徴収条例	条例

松山市

令和8年4月作成

※掲載内容は、法令改正に伴い見直されます。

目 次

1	事業所用家屋の貸付け等申告に係るあらまし	P 2
2	事業所用家屋の貸付け等申告書（39号様式）	P 3
3	事業所用家屋の貸付け等申告書（継続紙）	P 5
4	消防用設備・消火設備等	P 7
5	路外駐車場について	P 8
6	非課税となる共用部分について	P 8
7	よくある問い合わせ	P 9

1 事業所用家屋の貸付け等申告に係るあらまし

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方は、その貸付けを行った日の属する月の翌月末日までに、当該事業所用家屋の床面積その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出してください。

申告した内容に変動があった場合も同様です。(法第 701 条 52-2、条例第 169 条)

申告区分	申告義務者	要件	申告期限	申告方法
事業所用家屋の貸付け等申告 (法 701 の 52②、条例第 169 条)	事業所用家屋の 貸付けを行うもの	事業所用家屋の全部 または一部を新たに 貸し付けた場合	異動日の属する月の 翌月末日	窓口・郵送・ eLTAX による 電子申告
		既に申告した事項に 異動が生じた場合		

<注意事項>

1. 事業所用家屋とは、家屋の全部または一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。

(法 701 の 31①-6)

2. テナントごとの床面積については、次の算式により求めてください。

(当該事業者の事業所床面積) = (当該事業者の専用部分の床面積)

$$+ (\text{共用部分の床面積}) \times \frac{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{専用部分の床面積の合計}}$$

※ 専用部分とは、その事業者が単体で使用する部分（住宅にあつては専ら居住の用に供する部分）をいいます。

※ 共用部分とは、1つの事業所用家屋を2以上の者で使用する場合において、事業所部分のうち共同の用に供する部分をいいます。(詳しくはP9 よくある問い合わせ Q2 へ)

※ 床面積については各階ごとに計算し、1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください。(これにより、申告書記載面積と継続紙記載面積の合計とが一致しないことがあります。)

3. この申告における貸付けとは、有償であるか無償であるかを問わず、事実上、他の者の利用に供している状態のことをいいます。

4. 初めての申告の際には、申告書とともに次の書類を提出してください。

・賃貸借契約書の写し

・各階の平面図

2 事業所用家屋の貸付け等申告書（第39号様式）

第39号様式

事業所税 事業所用家屋の貸付け等申告書

年 月 日 (あて先)松山市長	申 告 者	住所(本店所在地)	松山市〇〇町〇〇										1		
		(フリガナ) 氏名(名称)	マツヤマシ〇〇 松山市〇〇株式会社										2		
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0
		(フリガナ) 代表者氏名	マツヤマ タロウ 松山 太郎										3		
		この申告に 応答する者の氏名	松山 二郎												
松山市市税賦課徴収条例第169条の規定により、次のとおり申告します。															
家屋の所在地	松山市〇〇町〇〇	4	建物の名称	松山〇〇ビル									5		
構造・階数	鉄筋コンクリート造・11階	6	用途	貸しビル									7		
物件番号		8	防火対象物の 用途番号	14									9		
家屋の延床面積 (② + ⑤ + ⑥ + ⑦)											10,000 m ²	10			
専用部分の 床面積 (② + ⑤)	事業所等専用床面積②										6,000 m ²	11			
	②に係る屋内駐車場面積③										1,000 m ²	12			
	③に係る駐車場の収容台数④										200台	13			
	住居用部分に係る床面積⑤										1,000 m ²	14			
共用部分の 床面積 (⑥ + ⑦)	非課税以外に係る共用床面積 (按分対象となる共用床面積)⑥										2,000 m ²	15			
	非課税に係る共用床面積⑦										1,000 m ²	16			
	⑦ の内	特定防火対 象物である場 合の消防用 設備等	消防用設備等に係る 共用床面積⑧								600 m ²	17			
			防災に関する 施設等	全部 非課税⑨							50 m ²	18			
				1 / 2 非課税⑩							50 m ²	19			
⑧ ~ ⑩ 以外 の 等⑪											300 m ²	20			

<記載方法> ※6～9について不明の場合は空白のままご提出ください。

1. 【住所】 本店の所在地（個人事業者の場合は住所）を記載してください。
2. 【氏名・法人番号】 法人名（個人事業者の場合は氏名）及び法人番号を記載してください。
3. 【代表者氏名】 商業登記簿に登録されている代表者氏名を記載して下さい。
4. 【家屋の所在地】 この申告の対象となった事業所用家屋の所在地を記載してください。
5. 【建物の名称】 「〇〇ビル」「〇〇棟」など、建物の名称を記載してください。
6. 【構造・階数】 構造・階数を記載してください。
7. 【用途】 具体的な用途（小売店舗、事務所など）を記載してください。
8. 【物件番号】 物件番号を記載してください。
9. 【防火対象物の用途番号】 当該家屋が防火対象物である場合、消防法施行令別表第一に規定する用途番号を記載してください。
10. 【家屋の延床面積】 家屋の延床面積（②+⑤+⑥+⑦）を記載してください。
11. 【事業所等専用床面積】 家屋の延床面積のうち、共用部分以外の延床面積を記載してください。
12. 【②に係る屋内駐車場面積】 ②に係る屋内駐車場がある場合はその床面積を記載してください。
13. 【③に係る駐車場の収容台数】 ③に係る駐車場の収容台数を記載してください。
14. 【住居用部分に係る床面積】 ①のうち住居用部分がある場合はその床面積を記載してください。
15. 【非課税以外に係る共用床面積】 共用部分のうち、非課税以外の床面積を記載してください。
16. 【非課税に係る共用床面積】 共用部分のうち、非課税となる床面積（⑧+⑨+⑩+⑪）を記載してください。
17. 【消防用設備等に係る共用床面積】 当該家屋が特定防火対象物である場合は、⑦のうち消防用設備等に係る共用床面積を記載してください。
18. 【防災に関する施設等（全部非課税）】 当該家屋が特定防火対象物である場合は、⑧のうち全部非課税となる防災に関する施設等の床面積を記載してください。
19. 【防災に関する施設等（1/2非課税）】 当該家屋が特定防火対象物である場合は、⑧のうち1/2非課税となる防災に関する施設等の床面積を記載してください。
20. 【⑧～⑩以外の非課税施設等】 共用部分のうち、消防用設備以外の非課税施設等がある場合は、その部分の床面積を記載してください。

3 事業所用家屋の貸付け等申告書（継続紙）

事業所税 事業所用家屋の貸付け等申告書(継続紙)

貸付けている事業所用家屋の明細				
階	使用者の住所又は本店所在地	貸付等年月日	専用床面積	⑬
	使用者の氏名又は名称	事由	共用床面積(⑥×⑬/②)	⑭
		駐車場の使用台数	⑩	⑮
			事業所床面積(⑬+⑭)	⑯
1	松山市〇〇郡〇〇	4 令和7年 4月 1日	200	m ² 7
	松山市△△有限公司	5 貸付、変更、解約	66.6	m ² 8
1		6 50台	250	m ² 9
			266.6	m ² 10
		年 月 日		m ²
		貸付、変更、解約		m ²
		台		m ²
		年 月 日		m ²
		貸付、変更、解約		m ²
		台		m ²
		年 月 日		m ²
		貸付、変更、解約		m ²
		台		m ²
		年 月 日		m ²
		貸付、変更、解約		m ²
		台		m ²
		年 月 日		m ²
		貸付、変更、解約		m ²
		台		m ²
		年 月 日		m ²
		貸付、変更、解約		m ²
		台		m ²
		年 月 日		m ²
		貸付、変更、解約		m ²
		台		m ²
		年 月 日		m ²
		貸付、変更、解約		m ²
		台		m ²

<継続紙の記載方法>

1. 【階】 貸し付けている事業所用家屋の階数をご記載ください。
2. 【使用者の住所又は本店所在地】 借家人等の住所又は本店所在地を記載してください。
3. 【使用者の氏名又は名称】 借家人等の氏名又は法人名を記載してください。
4. 【貸付等年月日】 契約者や床面積に変更があった場合、その年月日を記載してください。
5. 【事由】 新規・変更・解約のうち該当するものを選択してください。

 新規：新たに貸付けを行った場合をいいます。

 変更：貸付けの情報（床面積等）に変更があった場合をいいます。

 解約：貸付けの契約を解約した場合をいいます。
6. 【駐車場の使用台数】 貸し付けている駐車場の使用台数を記載してください。
7. 【専用床面積】 貸し付けている専用床面積を記載してください。
8. 【共用床面積】 借家人等の事業所床面積に係る共用部分の床面積を記載してください。
9. 【駐車場床面積】 貸し付けている駐車場の床面積を記載してください。
10. 【事業所床面積】 専用床面積と共用床面積の合計（⑬+⑭）を記載してください。

※ 自社使用部分については「7 よくある問い合わせ」Q5へ

4 消防用設備・防火施設等(法第 701 条の 34 第 4 項)

消防用設備等及び防火施設等とは、百貨店、旅館など消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で不特定多数の者が出入りするものとして令第 56 条の 43 第 1 項に規定する特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防火施設等で一定のものをいいます。

したがって、特定防火対象物（「附表 1 に掲げる施設」）内に設置される、消防用設備等及び防火施設等（「附表 2」に掲げる設備及び施設）の床面積について、一定割合が非課税となります。なお、特定防火対象物以外の一般事業用家屋に当該設備等が設置されていても、それらの施設は非課税施設に該当しないのでご注意ください。

また、消防用設備・防火施設等が本来の用途に供されていないもの（例：避難通路にカート置場があったり、商品を陳列していたりなど）は対象外となります。

附表 1 特定防火対象物一覧表

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの。 ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 有料老人ホーム（※1）、軽費老人ホーム（※1）、等 ハ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター、軽費老人ホーム（※2） 有料老人ホーム（※2） 保育所、幼保連携型認定こども園 等 ニ 幼稚園又は特別支援学校 （※1） 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。 （※2） 本表（6）ロに規定するもの以外
(9)	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）から（4）まで、（5）イ、（6）又は（9）イ に掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16 の 2)	地下街
(16 の 3)	準地下街

※本表は消防法施行令 別表第一に基づくものです。

5 路外駐車場について

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるものをいいます。(法 701 の 34③-27)

一般公共の用に供される駐車場とは、不特定多数の自由な利用に供されるものをいい、主な営業形態としては、時間単位で駐車料金を設定しているいわゆる時間貸しがこれにあたります。

なお、非課税となるのはこのうち都市計画において定められた路外駐車場、駐車場法で定められた規定により届出がされた路外駐車場及び不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離（概ね 200メートル以内）に設置される路外駐車場です。

また、非課税対象床面積には、駐車のために供する部分だけでなく、車路、料金徴収所及び機械式駐車場のターンテーブル等も含まれます。

路外駐車場として事業所税の非課税認定を受ける場合は、松山市へ提出した路外駐車場設置（変更）届出書の写しをご提出ください。

6 非課税となる共用部分について

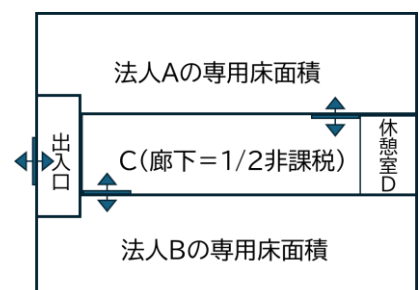
1つの事業所用家屋を2以上の者で使用する場合の各事業者の事業所床面積は、「1 事業所用家屋の貸付け等申告に係るあらまし (P2)」より、各事業者の専用部分の床面積に、専用部分の床面積の割合によりあん分した共用部分の床面積を加えたものになります。このとき、共用部分に非課税とされる部分がある場合には、あらかじめ非課税に係る床面積を控除した共用部分の床面積をあん分します。

事業所用家屋が「4 消防用設備・防火施設等」に掲げる「特定防火対象物」に該当する場合は、廊下等の共用部分に非課税部分が生じることがあるためご注意ください。

共用部分に非課税とされる部分がある場合の計算は、「共用部分等の計算書（第4 4号様式別表4）」に沿って行ってください。

例) 特定防火対象物である場合（廊下Cについて2分の1非課税の適用あり）

$$\begin{aligned} \text{(法人Aの事業所床面積)} &= A + \frac{1}{2} C \times \frac{A}{A+B} \\ &= (A \text{の専用床面積}) + (\text{共用部分}^{\ast} \times \frac{A \text{の専用床面積}}{A \text{とBの専用床面積の合計}}) \end{aligned}$$



※ 非課税である休憩室Dを除いた共用部分

7 よくある問い合わせ

Q1 貸しビルと事業所税との関係を教えてください。

自己の所有の有無に関わらず、事業所用家屋において実際に事業を行うものに対して事業所税は課税されます。貸しビル等にあつては、その貸しビル等の全部または一部を借りて事業を行うものが納税義務者になります。

上記より、貴社が貸しビル等の不動産貸付業を行っている場合は、自社使用部分を除いて貴社が事業所税の申告義務を負うものではありませんが、事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行った場合には、「事業所用家屋の貸付け等申告書」の提出が必要です。

Q2 共用部分には具体的にどのような施設や部屋が該当しますか。

対象の事業所用家屋の構造・用途などの実態により判定しますが、2以上の者が共有で使用する部分で、具体的にはエントランスホール、パイプスペース、廊下、共用トイレ、エレベーターの昇降路、エレベーターホール、階段、機械室、電気室、受水槽室等が該当します。

Q3 テナントの使用部分が特定されている場合、共用部分に該当する駐車場の車路は、事業所床面積の算定において、駐車場部分のみの専用面積比またはビル全体の専用面積比のいずれによりあん分すべきですか。

共用部分に該当する駐車場の車路については、各テナント間でそれぞれが占有している駐車場の面積比であん分してください。

Q4 非課税となる福利厚生施設にはどのようなものが該当しますか。

非課税となる福利厚生施設の例として、売店、娯楽室、診療室及び理髪室、更衣室、浴室、休憩室、仮眠室、喫煙室、食堂及び宿泊室等があります。

ただし制服着用の義務が設けられている場合の更衣室、研修所、トイレ、給湯室等は福利厚生施設には該当しません。また容易に移動が可能なロッカーやカーテンで仕切られているスペースも非課税となる福利厚生施設には該当しません。

Q5 貸付申告書の継続紙には、自社で使用している部分も記入しますか。

継続紙には貸し付けている部分の明細だけでなく、自社で使用している部分及び空室部分の明細も記入してください。

－事業所税の電子申告・申請のご案内－

松山市への事業所税の申告手続きについては、電子申告をご利用いただけます。また、事業所等新設・廃止申告書、事業所用家屋の貸付け等申告書の申請も行えます。

電子申告に係る地方税ポータルシステム（通称「(eLTAX) エルタックス」）についての詳しい情報は、「eLTAX」のホームページをご覧ください。

なお、操作方法等のお問い合わせは、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」

<https://eltax.custhelp.com>

－問い合わせ先－

〒790-8571

愛媛県松山市二番町4丁目7番地2

松山市役所 理財部 市民税課 事業所税担当（本館2階12番窓口）

電話 089-948-6301 / FAX 089-934-1802

E-MAIL shminzei@city.matsuyama.ehime.jp